

令和5年 北秋田市農業委員会 第10回総会

1. 開催日時 令和5年9月15日（火） 午前9時00分から

2. 開催場所 北秋田市交流センター 1階 講堂

3. 出席委員（28名）

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
5番 佐藤 邦久	6番 中林 めぐみ	7番 長崎 成人
8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子	10番 長岐 正
11番 松岡 英敏	13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男
15番 成田 博幸	16番 寺田 一徳	17番 武田 響一
20番 金田 悦子	21番 藤岡 智洋	22番 中嶋 力藏
23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦	25番 伊東 誠子
28番 小笠原 千春	29番 澤藤 匠	30番 土濃塚 謙一郎
32番 若松 一幸	33番 佐藤 整	36番 佐藤 篤史
37番 長岐 一志		

4. 欠席委員（8名）

4番 鈴木 豊	12番 伊藤 鶴一	18番 武石 修一
19番 佐藤 茂延	26番 出川 信久	27番 佐藤 政信
31番 野呂 義久	34番 金 俊英	

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第19号	会務報告
第 2	報告第20号	専決処分の報告
第 3	報告第21号	令和5年度農地パトロールの結果について
第 4	議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第31号	農地法第4条の規定による許可申請について
第 6	議案第32号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 7	議案第33号	農地法第5条の規定による許可を受けた事業計画の変更申請について
第 8	議案第34号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承

- 認について
- 第 9 議案第 35号 令和5年度農地パトロールの結果に基づく非農地判断について
- 第10 議案第36号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
- 第11 議案第37号 最適化の推進に関する指針の改正について

7. 出席した事務局職員

局長 加藤 裕久 副主幹 簾内 拓也 主査 疋田 憲匡

8. 議事録署名委員

7番 長崎 成人 8番 堀部 聡

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今より令和5年 北秋田市農業委員会 第10回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。4番 鈴木豊委員、12番 伊藤鶴一委員、18番 武石修一委員、19番 佐藤茂延委員、26番 出川信久委員、27番 佐藤政信委員、31番 野呂義久委員、34番 金俊英委員の8名となっております。</p> <p>委員総数36名中、28名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
会 長	会長あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>最初に、議事録署名委員であります。恒例により当職より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議 長	異議なしと認め当職より指名いたします。

7番 長崎成人委員、8番 堀部聡委員にお願いいたします。

それでは案件に入ります。「報告第19号会務報告」を事務局よりお願いいたします。

事務局

では、議案書2ページをお開きください。

報告第19号 令和5年8月分会務報告です。

8月2日、秋田県都市農業委員会会長会 事務局長会議が秋田市で行われ、加藤が出席いたしました。

4日には県北地区会長会の臨時総会が開催され、佐藤篤史会長代理と、事務局から加藤が出席。長岐会長が県北地区の副会長に選任されました。

7日は第9回総会に係る現地調査を行いました。

9日、新任の農業委員を対象に、農業委員会業務に関する地区別巡回説明会が大館市で開催され、10人の委員が出席されました。

15日は第9回定例総会を開催しております。

農地パトロールは、17日に阿仁地区、18日には森吉地区と合川地区、22日には二手に分かれて鷹巣地区で実施しております。このあと報告と議案の審議がありますが、猛暑の中、皆さんにはご難儀をおかけしました。ありがとうございます。

25日には、第89回常設審議委員会が秋田市で開かれ、長岐会長と疋田主査が出席しております。この会で、本市に関して1件の案件があり承認されております。

また同日、秋田県農業会議第6回臨時総会と令和5年度市町村農業委員会会長会研修会が開催され、長岐会長が出席しています。

29日には、令和5年度農業者年金加入推進特別研修会に、事務局から佐藤副主幹が出席しています。

31日には、地域計画策定に係る最初の協議が前田地区で開かれ、森吉地区の委員4人と事務局から2人が参加しました。

報告は以上です。

議長

会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第20号「専決処分の報告について」事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書3ページをお開きください。

報告第20号「令和5年8月分 専決処分の報告」です。

まず処理件数ですが、表の8月の列をご覧ください。

(2) 非農地通知が2件、(4) 相続等による権利取得の届出の受理が23件、(5) 農地所有適格法人の報告書の受理が8件、(6) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理が1件、(7) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が2件、(9) 2アール未満の農地の転用に係る届出の受理が1件、合計37件の処理を実施しました。

4ページからその内訳となります。

まず、(2) 非農地通知です。

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号2番まで、合計6筆、10,359㎡となります。

つづいて(4) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(受付番号1番を朗読)

以下9ページの受付番号23番まで、合計117筆、面積122,943.04㎡となっております。

次に、(5) 農地所有適格法人の報告書の受理です。

法人の名称、受理日等は記載のとおりとなっております。

次に、(6) 農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理です。

法人の名称、受理日等は記載のとおりとなっております。

次に、(7) の、賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号2番まで、合計2筆、面積9,582㎡となります。

次は項目(9) の、2アール未満の農地の転用に係る届出の受理です。

(受付番号1番を朗読)

項目（９）はこの１件のみとなります。

報告は以上です。

議 長

事務局から説明がありましたが、（２）非農地通知について、現地を確認した委員さんからも説明願いたいと思います。

９番 多賀谷テル子委員からお願いいたします。

９番

９番の多賀谷です。

番号１番と２番を報告させていただきます。

調査日は９月７日、調査員は５番 佐藤邦久委員、６番 中林めぐみ委員、７番 長崎成人委員、８番 堀部聡委員と私、事務局から加藤局長、疋田主査の計７名でした。

番号１番は、周辺の山林化により申請地へ到達することができず、タブレットの衛星写真で確認したところ、申請地は周辺の山林と同様で、森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

番号２番の坊沢字桐木沢３番地は、国道７号線沿いにあるレストパークしらかみの少し奥にある住宅の裏手にある畑でした。

申請地は周辺を住宅や山林に挟まれており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

同じく番号２番の黒沢字高田と八千枚の農地は、周辺の山林化により申請地へ到達することができず、タブレットの衛星写真で確認したところ申請地は周辺の山林と同様で、森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

報告第２０号につきまして事務局と多賀谷委員からの説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長

質問等がないようですので、次に進みます。

報告第２１号「令和５年度農地パトロールの結果について」事務局の説

明を求めます。

事務局 それでは、報告第21号「令和5年度農地パトロールの結果について」担当から説明いたします。

(担当から説明)

議 長 報告第21号「農地パトロールの結果について」事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。

議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをお開きください。
議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年9月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号5番まで、合計14筆、面積22,325㎡となります。

これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

なお、農地法第3条第2項各号については14ページをご参照ください。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員さんからも説明願いたいと思います。

6番 中林めぐみ 委員からお願いいたします。

6 番

6 番の中林です。

申請番号の 1 番から 5 番の 5 件を報告させていただきます。

調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号 1 番は別紙資料の 3 ページから 4 ページになります。申請地は前山集落にある整備された圃場の中にある田でした。継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号 2 番は、別紙資料の 5 ページから 6 ページになります。申請地は、七日市保育園からすぐ近くの、道路を挟んで向かい側にある畑でした。手入れされていて、すぐ耕作できる状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号 3 番は、別紙資料の 7 ページから 8 ページになります。申請地は、道の駅たかのすのすぐ隣にある茂内工務店の事業所に隣接してありました。継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号 4 番は、別紙資料の 9 ページから 10 ページになります。申請地は、下杉集落にある旧合川東保育園から道路を挟んですぐ向かいにある田でした。手入れされていてすぐ耕作できる状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号 5 番は、別紙資料の 11 ページから 14 ページになります。申請地の、上杉字屋布下と沖屋敷は、上杉集落のすぐ近くにある整備された圃場の中にありました。上杉字長根下の田は、上杉集落と桃栄集落の間にある整備された圃場の中にあり、その周辺部に上杉字濁川の畑がありました。いずれも継続して耕作されているほか、手入れがされている状態とみられ、問題はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議 長

議案第 30 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

議案第 30 号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 30 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 では、議案書15ページをお開きください。
議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議
を求めます。

令和5年9月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

(受付番号1番を朗読)

4条許可申請はこの1件のみです。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行
なって頂いた委員さんからも説明願いたいと思います。

7番 長崎成人 委員からお願いいたします。

7番 7番の長崎です。

申請番号1番を報告させていただきます。

調査日と調査員は、先程の報告と同様で、土地家屋調査士の立ち会いが
ありました。

申請番号1番は資料の15ページから18ページになります。申請地
は市民病院のある十字路から200mほど進んだ道路沿いにありまし
た。追認の案件とのことで、すでに農家住宅に転用されておりましたが、
周辺の農地に影響がないよう距離がとってあり、農業への影響はないも
のと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議 長 議案第31号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員か

らも説明いただきました。

それでは質疑に入ります。

議案第31号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第31号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書16ページをお開きください。

議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年9月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

(受付番号1番を朗読)

5条許可申請は以上の2件です。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員さんからも説明を願いたいと思います。

8番 堀部聡 委員から説明願います。

8番

8番の堀部です。

申請番号1番と2番について、現地調査の結果を報告いたします。

調査日と調査員については、先の報告と同様7人で行いました。

資料は総会資料の 19 ページから 22 ページになります。

申請地はあけぼの町にある北都銀行の裏側 50 メートル程のところになります。当日現地には譲り渡し人の松尾さんと、秋北不動産から 2 人の方が立ち会ってくれました。

1 番、2 番の申請地は、第 3 種農地で譲り渡し人の所有する農地です。地目は田になっていますが、現在は大豆が植えられ、工事は収穫後に行うとのことでした。

道路側の 532 m²に薬局と駐車スペース、その奥にクリニックと駐車スペース、そして一番奥には雪捨て場 1,225 m²の計画でした。

農地の北側には、コンクリート造りの大きな水路、南側は一段高くなった農地になっていて、周辺農地への影響はないように思いました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 議案第 3 2 号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

議 長 議案 3 2 号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 3 2 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 3 3 号「農地法第 5 条の規定による許可を受けた事業計画の変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 17 ページになります。

議案第 3 3 号「農地法第 5 条の規定による許可を受けた事業計画の変更申請について」

農地法第 5 条の規定による許可を受けた下記の事業計画について、変更申請があったので意見を求める。

令和5年9月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

(受付番号1番を朗読)

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

議案第33号について、事務局より説明がありました。
質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第32号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第34号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書19ページをお開きください。

議案第34号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年9月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

今回は全て一括方式になります。

(受付番号1番を朗読)

以下52ページ、受付番号50番まで、合計247筆、面積378,135㎡となります。

以上の議案第34号に関する案件については、改正前の農業経営基盤

強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 議案第 3 4 号につきまして事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 3 4 号中、受付番号 1 番から 2 3 番を除いた件について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 3 4 号中、受付番号 1 番から 2 3 番を除いた件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第 3 4 号中、受付番号 1 番から 1 1 番については、議席番号 1 番 櫻井豊 委員との関連がありますので、退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：1 番櫻井豊委員)

議長 会議を再開いたします。

議案第 3 4 号中、受付番号 1 番から 1 1 番について質疑に入ります。
何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 3 4 号中、受付番号 1 番から 1 1 番について、原案通り決するこ

とにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：1番櫻井豊委員)

議 長 会議を再開いたします。

つづいて議案第34号中、受付番号12番から22番については、議席番号20番 金田悦子 委員との関連がありますので、退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：20番金田悦子委員)

議 長 会議を再開いたします。

議案第34号中、受付番号12番から22番について質疑に入ります。
何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第34号中、受付番号12番から22番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：20番金田悦子委員)

議長 会議を再開いたします。

つづいて、議案第34号中、受付番号23番については、議席番号15番 成田博幸委員との関連がありますので、退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：15番 成田博幸委員)

議長 会議を再開いたします。

議案第34号中、受付番号23番について質疑に入ります。
何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第34号中、受付番号23番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：15番 成田博幸委員)

議長 会議を再開いたします。

つづいて、議案第35号「令和5年度農地パトロールの結果に基づく非農地判断について」を議題とします。事務局から説明願います。

事務局

では、53 ページをお開きください。

議案第35号「令和5年度農地パトロールの結果に基づく非農地判断について」

令和5年度農地パトロール(利用状況調査)で判定した次の土地について、農地法第2条第1項の「農地」以外の土地であるか判断を求める。

令和5年9月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

(整理番号1番を朗読)

以下、63ページの整理番号35番まで、合計筆数123筆、合計面積98,584㎡となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ただいま、議案第35号について事務局より説明がありました。質疑に入ります。何か質問やご意見はございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第35号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第36号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」を議題とします。事務局から説明願います。

事務局

では、64ページをお開きください。

議案第36号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」

北秋田市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し案について意見を求める。

令和5年9月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

この議案は、令和5年4月に改正された「農業経営基盤強化促進法」が施行されたことにより、秋田県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が見直されたことに伴って、市の基本的な構想の見直しについて北秋田市より意見を求められているものです。

詳細を担当から説明いたします。

(担当から説明)

ご審議の程よろしく願います。

議長 ただいま、議案第36号について事務局より説明がありました。質疑に入ります。何か質問やご意見はございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第36号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第37号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を議題とします。事務局から説明願います。

事務局 では、75ページをお開きください。

議案第37号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」

北秋田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」第1に基づき、次のとおり改正する。

令和5年9月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

この議案は、北秋田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する

る指針」第1に基づき、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものです。

詳細を担当から説明いたします。

(担当から説明)

ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、議案第37号について事務局より説明がありました。それでは質疑に入ります。何か質問やご意見はございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第37号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。これをもって、第10回総会を閉会します。